

国のトライアル雇用助成金の  
支給決定を受けられた  
事業主の皆様へ

鹿児島市の方を雇用された場合は、  
国のトライアル雇用助成金（※）に加えて、  
鹿児島市が上乗せで助成を行います。

※一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応  
トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応短時間  
トライアルコース

鹿児島市への申請期限は  
令和6年3月29日（金）（必着）です。  
お早目にご申請ください。

詳しくは、裏面をご覧ください。

## 《 1 . 受給できる事業主 》

鹿児島市内の事業所で、鹿児島市民である対象労働者（※）をトライアル雇用し、令和5年4月1日以降に、国のトライアル雇用助成金（一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給決定を受けた事業主。

ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要です。

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 鹿児島市への申請日において引き続き対象労働者を雇用していること

※トライアル雇用の開始日において既に鹿児島市民であること

## 《 2 . 助成額 》

対象労働者に対する国のトライアル雇用助成金の支給決定金額の2分の1

## 《 3 . 申請方法 》

国（鹿児島労働局）からトライアル雇用助成金の支給決定がなされたら、必要書類を揃えて鹿児島市に申請してください。

### 【申請期限】

国のトライアル雇用助成金の支給決定日の翌日から起算して6か月以内  
もしくは令和6年3月29日（金）のいずれか早い日（必着）

### 【申請方法】

郵送・持参どちらでも可

### 【必要書類】

- ① 補助金等交付申請書（添付してある用紙）
- ② 国からのトライアル雇用助成金（一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）支給決定通知書の写し
- ③ 対象労働者調書（添付してある用紙）
- ④ 対象労働者の住民票の写し（トライアル雇用による雇用日以降のもの。コピーでも可）
- ⑤ 市税納付状況調査同意書（添付してある用紙）
- ⑥ 補助金等交付請求書（添付してある用紙）
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し ※名義（カタカナ表記）の記載部分

## ■ 問い合わせ・申請先 ■

鹿児島市雇用推進課（みなと大通り別館5階）

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館5階

TEL 099-216-1325（直通） FAX 099-216-1303